

8. ユーティリティー

ユーティリティーは、電気、水道、下水道、ガス及び、電話について使用契約することを基本とする。

電気は、受電方式（特別高圧電力または高圧電力）、料金及び引き込みについて、今後、電力会社と協議を行い検討する。

水道は、取合い点、使用量及び料金について、今後、印西市担当課と協議を行い検討する。

下水道は、排水管と下水道管の接続点、放流水質、放流量及び料金について、今後、印西市担当課と協議を行い検討する。

ガスは、都市ガスの中圧ガス導管の取合い点、使用量及び料金について、今後、関係機関と協議を行い検討する。

電話は、取合い点、回線数及び料金について、今後、関係機関と協議を行い検討する。

道路幅員は、印西市開発事業指導要綱に基づくとともに、今後、印西市担当課及び関係機関と協議を行い検討する。

9. 建設時及び運営時の対応

9-1 建設時における運営時の環境及び自然環境への配慮

本事業は、千葉県環境影響評価条例の対象事業となるため、生活環境及び自然環境への配慮を十分に行うとともに、手続き期間と対応を勘案した計画を立案するものとする。

9-2 運営時の監視体制

(1) モニタリング体制

次期中間処理施設が安全・安定的に操業されている状況について監視する体制として、周辺住民等で組織する協同機関を設置し、排ガス等の自主規制値や操業状況を定期的に確認するなどのモニタリング体制を構築する。

(2) 環境測定

運営・維持管理においては、モニタリングポスト等を設置し、常時測定可能な排ガスの測定値を表示する。

また、定期測定の結果や処理量等の運転実績については、本組合のホームページ上に掲載するなどし、徹底した情報公開に努める。

焼却炉排ガス測定値			
	1号炉	2号炉	3号炉
	休炉中		
ばいじん濃度	---	0.00	0.00
窒素酸化物濃度	---	54	46
硫黄酸化物濃度	---	6	4
塩化水素濃度	---	26	12

図 2-9-1 印西クリーンセンター
モニタリングポスト